

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市弦打土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業（農道事業）相作南地区）計画を変更することについて平成24年11月8日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において平成24年11月22日から同年12月12日まで縦覧に供する。

平成24年11月16日

香川県知事 浜 田 恵 造